

令和7年1月20日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 関 貴光

副委員長 山本 武朝

1 開催日時 令和7年11月20日（木曜日）午前9時58分～午前11時4分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

(1) 令和7年第4回定例会提出予定案件

- ①青森市環境基本条例の制定について
- ②青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ④青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）
- ⑥公の施設の指定管理者の指定について（青森市立後潟児童館等）
- ⑦公の施設の指定管理者の指定について（青森市立すみれ寮）
- ⑧公の施設の指定管理者の指定について（青森市立児童館（浪岡地区））
- ⑨公の施設の指定管理者の指定について（下石川ふれあいセンター）
- ⑩公の施設の指定管理者の指定について（なごやかプラザ福田）
- ⑪公の施設の指定管理者の指定について（下町幸永会館）
- ⑫公の施設の指定管理者の指定について（浪岡茶屋町会館）
- ⑬公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター）
- ⑭青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑮専決処分の報告について

(2) その他

- ①令和7年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について
- ②三内児童館の冬期移転について
- ③青森市民病院ウインターコンサート2025（公開講座併催）の開催について

○出席委員

委員長 関 貴光
副委員長 山本武朝

委員 万徳なお子
委員 木村淳司

委 員 小 熊 ひと美
委 員 山 田 千 里

委 員 竹 山 美 虎
委 員 小豆畑 緑

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長 佐々木 浩 文
福祉部長 白戸 高 史
こども未来部長 大久保 綾 子
保健部長 千葉 康 伸
市民病院事務局長 今 国 弘
浪岡振興部長 奈 良 英 文
環境部次長 齊藤 寿 一
福祉部次長 福島 清 裕

こども未来部次長 太田 直 樹
保健部次長 福士 秀 徳
市民病院事務局次長 小鹿 正 憲
環境政策課長 菊池 朋 康
福祉政策課長 竹内 巧
市民病院事務局総務課長 須藤 静 路
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 柿崎 良輔

議事調査課主査 山下 貴子

○関貴光委員長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、所管事項の報告事項に係る質疑応答等のため、奈良浪岡振興部長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和7年第4回定例会提出予定案件について報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いします。

最初に、「青森市環境基本条例の制定について」報告を求めます。環境部長。

○佐々木浩文環境部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和7年第4回市議会定例会に提出を予定しております青森市環境基本条例の制定について御説明いたします。

資料1を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてですが、本市における環境行政につきましては、これまで、各種法令や青森市総合計画前期基本計画に基づき、各環境施策の推進に取り組んできているところですが、令和6年3月25日にゼロカーボンシティ宣言をしたこと、また、青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例が本年7月に施行されたことを受け、本市の環境政策の実効性を高めるとともに、体制の整備へ向けて、環境の保全及び創造のために必要な事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するため、制定しようとするものであります。

次に、「2 制定内容」についてでありますが、条例の構成といたしまして、前文から第4章までとしており、「第1章 総則（第1条—第6条）」、「第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策」、「第3章 環境審議会（第22条—第25条）」、「第4章 雜則（第26条）」としております。

前文では、条例制定の背景や条例の理念等について記述しており、「第1章 総則（第1条—第6条）」では、この条例の目的、用語の定義、基本理念、市・事業者及び市民の責務を定めております。

「第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策」では、「第1節 施策の基本方針（第7条）」において、施策の策定及び実施に当たっての基本的な方針を、「第2節 環境基本計画（第8条・第9条）」において、環境基本計画の策定や年次報告書の作成・公表を、「第3節 環境の保全及び創造のための施策等（第10条—第12条）」において、市が講ずる環境の保全等のための施策等として、施策の策定に当たっての配慮、環境影響評価の推進及び自然環境等と再生可能エネルギーとの共生、規制の措置等を、「第4節 地球環境の保全の推進（第21条）」において、地球環境の保全に資する施策の推進をそれぞれ定めております。

このほか、「第3章 環境審議会（第22条—第25条）」、「第4章 雜則（第26条）」をそれぞれ定めております。

次に、「3 施行期日」であります、公布の日から施行することを予定しております。

以上が、青森市環境基本条例の制定についての概要であります。

次に、本条例骨子案に対する意見募集の結果について御説明いたします。

資料2を御覧ください。

去る令和7年8月29日から9月28日までの1か月間、わたしの意見提案制度に基づき、本条例骨子案に対する意見募集を実施したところ、2名の方からそれぞれ1件の御意見をいただき、市の考え方といたしましては、どちらも反映困難と整理させていただきましたが、いただいた御意見の概要と市の考え方については、資料3ページに記載のとおりであります。

当該制度の実施結果及び本条例案骨子につきましては、令和7年12月1日から12月26日まで市役所各庁舎や支所、市民センター等において縦覧に供することとしているほか、市のホームページでも公表いたします。

なお、本条例案骨子の概要及び全体については、別紙1及び別紙2のとおりであります。後ほど御覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 令和7年第4回市議会定例会に提出を予定しております青森市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

お手元に配付しております資料を御覧ください。

初めに、「1 改正理由」でありますが、これまで、浪岡地区における一般廃棄物の処理等を行ってきました黒石地区清掃施設組合が令和8年3月31日に解散することに伴い、浪岡地区を含む市域全ての一般廃棄物の処理等について、令和8年4月1日から、本市が行うこととなるため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、「2 改正内容」でありますが、1つには、浪岡地区を含む市域全ての一般廃棄物を本市が一括して処理することが可能となるまでの間、青森地区及び浪岡地区で異なる措置を規定しておりました経過措置の廃止、2つには、改正条例施行の際、有効な浪岡地区の一般廃棄物収集運搬業許可について、許可期間の満了する日までの間、本市の許可とみなすための経過措置を設けるものであります。

最後に、「3 施行期日」は、黒石地区清掃施設組合が解散する令和8年3月31日の翌日となります、令和8年4月1日としております。

説明は、以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

本件は、令和7年第4回青森市議会定例会に議案提出を予定しております。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 提案理由」について御説明いたします。

今回の改正は、国の基準改正等に伴い、所要の改正を行うものであり、主な理由は4点であります。

1点目は、児童福祉施設等の健康診断に係る改正です。施設が実施する健康診断について、これまで児童相談所等や学校の診断結果を把握している場合は実施を省略できましたが、これに新たに乳幼児健康診査を追加するものであります。

2点目は、児童福祉法等の改正に伴い、条例で引用する法律の条項番号を変更するものであります。

3点目は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴うもので、母子生活支援施設、市内で言いますと、すみれ療に当たりますが——職員の任用要件に、こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を追加いたします。

4点目は、乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度のことであります——設備及び運営に関する基準の改正に伴う、文言修正等の改正であります。

次に、「2 改正する条例」といたしましては、資料2ページから3ページ中段までは、改正する条例について、「3 主な改正内容」といたしましては、資料3ページ中段から資料4ページ下段にかけてそれぞれの主な改正内容について記載しております。

最後に、「4 施行期日」につきましては、資料4ページ下段に記載のとおり、健康診断及び児童福祉法改正に係るものについては公布の日から、母子生活支援施設及び乳児等通園支援事業に係るものについては、それぞれ国の基準の施行日に合わせ、令和8年3月1日及び令和8年4月1日から施行するものであります。

説明は、以上となります。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 「こども家庭ソーシャルワーカー」についてなんですが、ここに説明もありますけれども、何人ぐらい市内にはいらっしゃるものなのでしょうか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 青森県内では8名と伺っておりますが、青森市内ということでは把握していない状況です。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 健康診断の件です。この乳幼児健康診査というのは、例の1か月半健診、3か月健診のことでしょうか。

○大久保綾子こども未来部長 1か月児健診、4か月児健診、7か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診であります。

〔山本武朝委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 令和7年第4回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市児童福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

「1 提案理由」についてでありますが、施設の老朽化等に伴い、浪岡中央児童館及び高田児童館について、児童館機能を近隣の公共施設へ移転するため、所要の改正を行うものであります。

初めに、浪岡中央児童館についてでありますが、本年1月6日に積雪により倒壊したため、現在、平日は浪岡総合保健福祉センター内の老人福祉センターで、土曜日・学校休業日は杉高児童館で、浪岡中央児童室として運営を行っておりますことから、所要の改正を行うものであります。開設場所等の変更点については、資料に記載のとおりとなっております。

次に、高田児童館についてでありますが、築59年を経過し老朽化が進んでおり、近隣の公共施設である高田小学校内の教室の一部が利用可能となりましたことから、令和8年度から、高田小学校内へ児童館機能を移転し、高田児童室として運営を行うため、所要の改正を行うものであります。開設場所等の変更点については、資料に記載のとおりとなっております。

「2 改正概要」についてですが、条例第3条第3項の表から浪岡中央児童館、高田児童館を削除するものであります。

「3 施行期日」については、浪岡中央児童館は、現在、浪岡中央児童室として既に運営しているため、令和7年第4回青森市議会定例会で御議決いただいた後、速やかに機能移転のための手続きを行うことから、令和8年2月1日とし、高田児童館については、高田児童室として運営を開始する令和8年4月1日としております。

説明は以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。まずは小熊委員から。

○**小熊ひと美委員** 浪岡中央児童館は、去年の雪の被害で倒壊したんですけれども、今は、仮に移転して運営していると思っていたんですが、これを見ると削除ということは、なくなると、廃止するということになるんでしょうか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 現在、浪岡中央児童館については、解体の工事を実施して本年8月で建物自体は撤去され、施設として存在しておりませんので、それに合わせて条文を整理するものです。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 先日、児童を含めて、再建してほしいということで要望が出ていたと思うんですけども、それについてはどういうふうに考えていますか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 今回の要望は、本年11月10日に浪岡地区子ども会育成連絡協議会が代表となって、いただいたものでありますけれども、浪岡中央児童館が児童室に移設したことによって、それまで使っていたグラウンドが使えない、あるいは、高齢の方もいらっしゃるので音楽活動ができないということで、お子さんたちが困っているというのが主な要望の理由で、そのために再建してほしいということですけれども、再建するということについては、現時点で具体的なお話はできませんが、グラウンドが使えないということについては、現在の児童室のすぐ隣が浪岡南小学校がありますので、我々のほうで小学校の方に掛け合って、10月からはグラウンドを使わせていただけすることになりました。

音楽活動については、これもまた近くに浪岡中央公民館がありますので、可能性としてはそこを活用すれば、例えば、定期的にじゃなくても毎週何曜日とかという形でやることも可能かと思いますので、その辺は受託者と今後相談しながら、なるべく放課後の居場所の環境がよくなるように努めていきたいと思います。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 今、利用されている方で、倒壊する前に利用されていた方は何人ぐらいいらしたんですか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 1日平均では、約40人が使っていて、それは倒壊する前とほぼ変わっていません。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 要望も出ていますし、同じように、通つておられる方が、結構たくさんいらっしゃるということで、まるっきりなくしてしまうというのには、反対です。ぜひ、再建を検討していただきたいと思います。意見です。

○**関貴光委員長** 次に、山田委員。

○**山田千里委員** ほぼ同じなので大丈夫です。

○**関貴光委員長** 分かりました。竹山委員。

○**竹山美虎委員** 浪岡の部分は分かりました。

高田については、今後どういうふうになるんですか。

○**関貴光委員長** 子ども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 高田児童館については高田小学校内のはうに高田児童室として運営するということで、廃止になります。

[竹山美虎委員「分かった」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 浪岡中央児童館のはうなんですけれども、平日は、浪岡総合保健福祉センターを活用するということで、浪岡庁舎に近くでいいんですが、やっぱり土曜日、日曜日、休業日が杉高児童館で、今、地図を見たら、町場からちょっと離れていますね。空港道路の交差点から、右が大釧駅に行くほうで、ちょっと離れてるので、親御さんが土曜日、日曜日に預けるときには、町場のはうからは遠いのかなと。そこを、できれば町場のところで利用できないのかなと。恐らく、土曜日、日曜日は浪岡中央公民館でもこのセンターでもいろんな団体が使われているからと思うんですが、できれば、町場のはうでも、できるよう再度、頑張ってもらえばと思います。要望です、よろしくお願ひします。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。木村委員。

○**木村淳司委員** 先ほど小熊委員からの質疑に対して、登録児童数は変わっていないということだったんですが、登録していない児童でも、児童館って、来館して遊ぶことできると思うんですが、その利用者の推移というのは変わってるんでしょうか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 登録児童数については、小学校1年生、2年生、3年生で、自由来館児童ということでは、就学前のお子さん、あとは、高学年、小学校4年生、5年生、6年生についても、自由来館ということで利用いただいてますけれども、今現在、幼児については、やはり今のセンターでの開館時間というのが、学校終わりの大体午後2時半ぐらいからやっているものですから、その関係では、前は朝9時からやっていた方が自由に来れた部分については、減っているというのは多少あるかと思います。

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 登録児童数ではなくて、自由来館の子どもの数が減っているかどうか、増減があるかどうかというのをお聞きしたいんですが、そこは、資料として取っていないということですか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　自由来館者数では、令和7年10月の自由来館者数が250人。令和6年10月は264人。年度では、令和6年度の自由来館児童数は3100人程度ですが、今年度は4月から10月までで1800人ということになっていますので、若干減っていますが、極端には減ってはいないのかと。年間3100人に対して、7か月で1800人ぐらいですので、これを、6か月にして倍にすると冬場と夏場で数の違いはあるんですが、大体同じぐらいの数になると思います。

〔木村淳司委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長　ほかに発言はありませんか。まずは万徳委員から。

○万徳なお子委員　できれば現地を見学したいなと思っているんですが、これは可能ですよね。

○関貴光委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　事前に御連絡いただければ担当課のほうで御案内いたします。

○関貴光委員長　万徳委員。

○万徳なお子委員　浪岡振興部に連絡すればよいと。

○関貴光委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　はい。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長　次に、山田委員。

○山田千里委員　廃止に向けてと、児童室に移ったことに関して、利用者や住民の声は聴取したのでしょうか。

○関貴光委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　浪岡中央児童館が本年1月に倒壊して、そこから一旦、浪岡中央公民館で1月から4月の上旬までやっていたんですが、その際には、利用者の方の声を聞いた上でまずは浪岡中央公民館に移して、その後、今の浪岡総合保健福祉センターに移した形になります。

○関貴光委員長　山田委員。

○山田千里委員　そうすると、浪岡中央公民館に行く時にはそこがいいんじゃないかと皆から聞いてそこにしたけれども、その後の声は聞いていないが、こっちに移動して——今回、児童館をもしかしたら、また建て替えてくれるんじゃないかという希望もあったと思うんですが、そういう説明はされたんですか。

○関貴光委員長　浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長　4月に現センターの方に移行してから個別に利用者の方に対しての意見聴取というのは、やったことはないです。

○関貴光委員長　山田委員。

○山田千里委員　やっぱり、住民も期待していて、慣れ親しんだ本当に昔からある所なので、地域の方々も、そこにあることをずっと知ってきた中での今回廃止とい

うのは大きな打撃ではないかと思うので、ぜひ、そういう声もちゃんと聞いていただきたいと思います。これでやっていくんだという話なので——やはり合意形成というのも必要なでのないのかなということでは、要望も出たことですし、そういう意味では再検討というか、私も廃止には反対という立場でいますので、住民の声も聞いていただきたいと思います。

以上です。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。木村委員。

○**木村淳司委員** 高田児童室について1つ確認したいんですが、児童館だった時というのは、186 平方メートルあって、遊戯室とか図書室があったということなんですが、児童室になってからコンピュータ室になっているということで、環境が大分変わったのかなと思うんですけれども、体育館とか校庭を学校で使用しないときは利用可能ということなんですが、これはどれぐらい利用できるんでしょうか。

例えば、クラブ活動とか学校開放で使っていて、使えない時があるのか、それとも基本的にはいつも使っているのか、そこをお伺いしたいんですが。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 学校側からは、校内の他の部屋を使用してもよいということで、ボール遊びなど一定のスペースを必要とする遊びについては、校庭、体育館を使っててもよいということで聞いております。それから、クラブ活動として月に2、3回実施しているそろばん教室の時には、図書室を借りられるということで伺っておりますので、狭くはなるんですが、子どもたちが使いやすいように学校のほうとも調整しているような状況になっております。

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 自由来館の子どもも、校庭や体育館で遊ぶことも可能ということでしょうか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 高田児童室は、開館の予定は午前中から、児童館と同様の時間に開く予定にはしているんですが、子どもたちが使っていないところであれば恐らく話をすれば使えると思うんですが、やっぱり授業などで使っている時にはそちらが優先という形になります。

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 利用しているお子さんは多分、中学生以上の方も結構多いので、どっちにしても学校にいると思うので、いいのかなとは思うんですけども、新しく建てる、建てないとという話もいろいろあると思うんですが、子どもの活動を充実させるという観点で、既存の施設でそういうことができるんであればそれはそれで考えていただいて、新しく建てないとそれは難しいということであれば新しく建てていただくという形で、住民の声もそうですねけれども、お子さんが使う施設なので、どういう活動を今までしていて、それがどういう役割を果たしていたかとよく考え

て、今後のあり方を検討していただきたいなと思います。

〔山本武朝委員「そう思います」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「⑤公の施設の指定管理者の指定について（青森市総合福祉センター等）から「⑯公の施設の指定管理者の指定について（増館健康センター）」までの9件につきましては関連がありますので一括案件とし、報告を求めます。福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

本件は、令和7年第4回市議会定例会に議案提出を予定しております。

公の施設の指定管理者の指定につきましては、青森市公の施設に係る指定手続等に関する条例に基づき、議会の議決を経て指定することになっております。

この度、令和7年度末をもって指定期間が満了する施設の指定管理者候補者を選定したことから、指定に係る議案を提出するものであります。

お手元の資料1を御覧ください。

「【募集要項配布及び申請書受付期間】」ですが、本年7月18日の本協議会で御説明しましたとおり、8月1日から9月1日まで各施設の指定管理者募集要項を配布し、8月26日から9月1日まで申請書の受付を行ったところであります。また、この期間に応募のなかったNo.4からNo.11までの青森市立後潟児童館ほか7施設につきましては、募集要項を見直した上で、10月1日から再募集を行い、14日まで申請書の受付を実施したところであります。

「【指定管理者の選定】」に当たりましては、学識経験者、財務等について識見を有する者及び各部局の次長職にある者を委員とする指定管理者選定評価委員会において、応募団体から提出された書類を基に管理運営方針や職員等の配置計画、サービス向上の対策、収支計画等の審査項目について点数化した上で客観的な評価を行い、候補者を選定いただいたものでございます。

「【指定期間】」につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間としております。

次に、対象施設及び指定管理者候補者の審査結果について御報告いたします。

民生環境常任委員会が関係する施設のうち、議案提出を予定している施設といたしましては、「【対象施設・指定管理者候補者等】」のとおり、福祉部所管が1番から3番までの3施設、こども未来部所管が4番から12番までの9施設、浪岡振興部所管が13番から23番までの11施設の合計23施設となっております。募集形態、応募者数、指定管理者候補者等につきましては資料記載のとおりとなっております。

これら施設の応募者につきましては、指定管理者選定評価委員会において審査いただいたところ、いずれも応募資格を満たしており、最低得点を上回る点数を獲得していることから、応募があった団体を指定管理者候補者としております。

審査結果の詳細につきましては、資料2－1から資料2－9までに記載のとおりであります。

なお、今回の指定管理候補者はいずれの施設も、現在の指定管理者と同じ団体となっております。

説明は、以上となります。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 令和7年第4回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市浪岡高齢者いきいきセンター条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

「1 提案理由」ですが、浪岡高齢者いきいきセンターの管理運営業務については、同一敷地内に設置する浪岡中央児童館との一括管理による管理運営費用のコスト低減を期待し、指定管理者制度導入以降、児童館の管理運営業務と併せて実施してきました。

令和7年1月に浪岡中央児童館が積雪により倒壊したことを受け児童館機能を移転したことから、同児童館と一括して管理を行ってきたセンターの管理運営を市が直接行うことができるようになります。

「2 改正内容」ですが、センターの管理について、市長が指定するものに行わせるとしていましたが、市直営による管理ができることに、また、センター使用後の原状回復義務について、履行されない場合は指定管理者が代行するとしていますが、市長が代行できることに改めるものです。

「3 管理体制」ですが、改正後におきましては、市直営の管理とし、浪岡振興部長健康福祉課で使用許可の申請受付等を行うものであります。

「4 施行期日」は、令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○**山本武朝委員** 直接、管理運営を市が行うというのがあったんですが、恐らく常駐ではなくて、何らかの業務を請負うのではないでしょうか。その辺、説明いただけますか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 市が行う業務としましては、主に使用許可の申請受付と、鍵を渡すことになります。この建物自体、浪岡庁舎から5分ぐらいのところになります。

ますので、利用者の方に鍵を受け取りに来ていただきます。ここに職員が詰めるとか、そういうことではないです。

○**関貴光委員長** 山本委員。

○**山本武朝委員** 申込みの受付と鍵の受渡しということですか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 他には、除雪や維持管理的なものもあります。

[山本武朝委員「承知しました」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「専決処分の報告について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 事故の和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

事故発生は、令和7年1月6日午後7時頃、積雪により浪岡中央児童館が倒壊し、相手方の建物を破損させたものであり、この件に関しましては、本年1月21日に開催された本協議会で御報告させていただいたところです。

賠償につきましては、双方協議の結果、市は相手方に対し、建物修理費として10割の199万1946円を負担することで合意したことから、令和7年11月7日に専決処分し、同日示談が成立しております。

なお、損害賠償については全額、市が加入している全国市長会市民総合賠償補償保険で対応しております。

報告は以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 写真を見ただけだとよく分からないんですが、どういう修繕になつたんですか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 浪岡中央児童館の建物が倒壊して、この児童館本体の壁が剥がれ落ちて、隣の家の側面にガラスとか壁を破って、もたれかかっている状態というのが、左側の写真です。建物の修理後ということで、右下の写真の前面を全部貼替えして、穴が開いた部分とか壊れたガラスの部分を交換したという内容になります。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 確認ですが、その窓ガラスの壁の全部ということ。この2階の部分の全部ですか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 貼替え自体はこの右下にある、何と言うんですか——四角が3つある全部の面を貼り替えています。穴が空いたところとかありますので、そういう部分は交換して、側面全部を貼り替えしてサッシとか、そういう部分を交換して対応しています。

〔万徳なお子委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。山田委員。

○山田千里委員 この工事はいつ終わったんですか。

○関貴光委員長 浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 建物の解体が本年8月に終わりまして、その後、被害者宅の保険などの手続もありまして、10月17日に被害者の方の工事が終わりました。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 8月の解体が終わった後に工事が始まって、10月に終わったということですか。

○関貴光委員長 浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 8月1日に浪岡中央児童館の解体工事が終わって、その後8月5日から被害者の方の修復工事を始めて、10月に完成したところです。

○関貴光委員長 山田委員。

○山田千里委員 1月から8月までは、どういう——補強的なものは市のほうでやっていたのでしょうか。

○関貴光委員長 浪岡振興部長。

○奈良英文浪岡振興部長 時間がかかったんじゃないかということのお話だと思うんですが、そもそもその話をさせていただくと、児童館を解体するのに、雪が解けるのを待たないと、解体の設計ができなかつたということで、雪解け後に設計しまして、その後、入札にかかるまで一定の時間を要したということで、本年6月にこの解体工事の契約はしたんですが、その後、被害の範囲の確認や、あとは損害額の算定、あるいは保険会社との調整もありまして、長い間、隣の家にはもたれかかるような形で御迷惑をおかけしたんですが、何分、素人が簡単に寄せられるような状況でもなかつたので、都度都度、進捗のほうは担当課のほうで行って、相談させてもらいながら進めてきて、結果的に時間がかかりましたけれども、御理解いただければと思います。

〔山田千里委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに発言はありませんか。木村委員。

○木村淳司委員 山田委員の質疑に関連してなんですが、当然雪が降っていたり、設計をしないと、素人で手で寄せるというのはなかなか難しいので、寄せられなかつたということだったんですが、隣家にもたれかかっているところだけでも、倒壊してすぐの時に例えば緊急随契を結んで除去をするとか、そういうことは検討されなかつたんでしょうか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 今、委員からお話があったような検討はしたものの、結果的に今の形になったということで、実施には至らなかつたということになります。

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 実施に至らなかつた理由というのは、随契の要件は恐らく満たしていると思うんですが、どういう事情なんですか。雪が多くてできないとか、環境的なものなのか、いろいろ、その他の事情があるのか。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** やはり一番は、設計するに当たって、雪解けを待たないとなかなか全体像も見えなかつたというところがあり、こういう形になつたというところです。

○**関貴光委員長** 木村委員。

○**木村淳司委員** 全部を片付けるのは多分難しかつたと思うんですが、もたれかかっている部分だけ、グラップルなり重機を持ってきてやると。それであれば、そんなにお金もかからなかつたはずなので、事後のところで、ある程度の金額、見積もりなり何なりで出していただいて、随契で寄せるということはしたほうがよかつたんじゃないかなと思うんです。

そういう形で、完全に片付けるということは、当然、難しかつたと思うんですが、こういうことがあれば、柔軟に対応すべきだったのかなと思っています。

以上です。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。竹山委員。

○**竹山美虎委員** 時間がかかったっていうことと、事情は理解しました。

ここに住んでいる方とのやりとり、そこら辺を——不満があつたのか、どうなのかということも含めて、教えていただきたいと思います。

○**関貴光委員長** 浪岡振興部長。

○**奈良英文浪岡振興部長** 不満があつたのかというとやはりそこは、当然こういう状況が続くことについては、住民の方からのお話はありました。

そういうこともありますて、やっぱりどうしても時間がかかっている中で、我々のほうでは定期的に行って、なるべく丁寧に説明を尽くすということで、場所も庁舎から近い方でしたので、定期的に行ってお話をできましたが、その中で、何でこんな時間がかかるんだという話をいただいたということは、事実としてありました。

○**関貴光委員長** 竹山委員。

○**竹山美虎委員** 分かりました。

何と言うか、市役所としても、この住民の方については十分、話をして御理解をいただきながら進めたということで理解したいと思います。

こういう案件が、対市民とのやりとりというのは、やっぱり一番重要だと思うん

です。そういう意味では、親切に寄り添って対応——これから何もないのが一番いいんだけれども、お願ひしたいと思います。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上で、令和7年第4回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「令和7年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について」報告を求めます。福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 令和7年度青森市地域密着型サービス事業者の公募について御説明いたします。

お手元の資料を御覧ください。

「1 目的」ですが、青森市高齢者福祉・介護保険事業計画第9期計画に基づき、地域密着型サービスの指定予定事業者を選定することを目的に公募を行ったものであります。

「2 公募の結果」ですが、本年7月1日から10月10日までの期間で公募を行いましたが、残念ながら全てのサービスにおいて応募がありませんでした。

「3 今後の対応」といたしましては、応募がなかったサービスにつきまして、来年度実施する公募と合わせて再度公募するとともに、令和9年度以降の公募件数については、第10期計画の策定作業の中で検討することといたします。

なお、資料の最後には参考として、第9期計画期間における公募選定数を記載しております。

来年度実施する公募予定件数につきましては、資料記載のとおり、6つのサービスで合わせて10件について公募する予定としております。

説明は以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 公募に対して、1つも応募がなかったというのは、原因というか、どういうふうに考えていますか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** やはり近年の建築資材の高騰などで、建設費がかなり高騰しているということと、介護人材がなかなか確保できないという要因が考えられます。こちらは、県の補助金を活用していて、毎年増額はしているんですけども、なかなか高騰に見合った増額になってないというふうなことを要因として考えております。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 再度公募するということですが、それについては今の考え方

る原因に対しての対策というのは、どのように考えていますか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** 地域密着型サービスの公募を、全国、いろんな自治体で行っているんですが、なかなか応募がないという声を聞いておりまして、建築資材の高騰などにつながっている。介護人材の確保については、全国的な、国レベルの対策が——國の方でもいろいろ考えて進めている状況だと考えております。

来年度、第10期計画としては令和9年から3年間の第10期計画の策定年でありますので、国のほうからもいろいろ策定に当たって、取組などについて示されると思いますので、それを踏まえた上で、第10期計画の中で、地域密着型サービスの必要数について再整理することが必要なのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○**関貴光委員長** 小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 高齢者はこれから増える一方なので、暮らしやすい青森市になるかどうか大変大切なことだと思いますので、次の取組でぜひ、検討をお願いいたします。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** 表の見方を確認させてもらいたいんですけども、例えば、①のミニ特養は令和6年度は2つ選ばれたが、7年度はゼロになったということは、令和6年度に選ばれた2つは残っているということですか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**白戸高史福祉部長** ミニ特養に関しましては、第9期計画中に4施設を公募する予定としておりました。

昨年度、令和6年度、2施設応募がありまして今年度建設を進めるということになっております。そして、残り2施設ありますのでそちらのほうを令和8年度に公募するということになっております。

以上でございます。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** ④の小規模多機能型居宅介護施設は1つ今、あるということですね——令和6年度公募したのは1つということか、幾つあるかということはここには書いてないわけですね。

〔竹山美虎委員「書いていないが足せば、目標の数字は出てくる」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** つまり、なくなったわけじゃなく、増やそうと思っていたら、それはうまくいってないという話ですね。理解いたしました。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「三内児童館の冬期移転について」報告を求めます。こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 三内児童館の冬期移転について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

「1 三内児童館の施設概要について」であります。所在地等は資料記載のとおりであります。建築年月が昭和44年11月と築56年になる建物であり、1日平均利用児童数は、令和6年度実績で29.1人、直近の令和7年10月では21.6人となっています。

「2 三内児童館の児童館機能の移転について」であります。本年7月に、建築基準法に基づき、施設の定期点検を実施した結果、建物基礎部分のひび割れ等が確認されたことから、冬期間は、これまでと同様の活動ができるよう児童館機能を近隣施設の中央市民センター三内分館へ移転することとし、三内児童室として運営いたします。

「3 三内児童室の概要について」であります。資料記載のとおりであります。開設場所については、現在の三内児童館の斜め向いにあります、中央市民センター三内分館となります。開設期間については、本年12月22日から令和8年3月31日であり、この間は三内児童館を休館することとしております。

「4 今後の対応について」であります。今月下旬に、三内児童館を利用している保護者へ文書で通知の上、12月22日から三内児童室としての運営を開始する予定としております。

令和8年4月以降の対応については、施設の状況や三内児童室の運営状況を踏まえながら、検討していくこととしております。

説明は、以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等はありませんか。万徳委員から。

○万徳なお子委員 4月以降の御説明がありましたけれども、この三内児童室も選択肢の1つですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 選択肢の1つとなります。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 何か懸念材料があつたりするんですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 町会のほうで毎週日曜日、ほとんど使われているということで、こちらの運営とかぶらないような状態で借りられる予定としているんですが、実際に使ってみて、町会のほうで子どもが使えるということであればこちらでもお願いをしたいと思いますが、町会で何か不自由などがあるって、これからは貸せないですよというお話をあれば、新たに別な場所を探すという形になるのかと思います。

こちらとしてはこのままできれば、上手く使えるものであれば使いたいと考えております。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** 次に、山田委員。

○**山田千里委員** 今、各児童館も全部、定期点検をしているのですか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 基準としては、200 平方メートル以上の児童館については、3年ごとに点検ということになりますので、今、旧青森市域にある児童館は全部で9館あるうち、200 平方メートルを超えている5児童館については点検をしています。

ただ、200 平方メートル未満の児童館は4つあります、そちらのほうは定期点検はない状況となっております。

○**関貴光委員長** 山田委員。

○**山田千里委員** 定期点検はない。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 定期点検は行っていないと。

○**関貴光委員長** 山田委員。

○**山田千里委員** そうすると、今回は200 平方メートル以上のものを点検したところ、三内児童館でひび割れがあったということで、私、ちょっと聞いていなかつたんですが、改修して今後、冬期間を過ぎた後はどういうふうにしていくんですか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 土台等の部分にひび割れがあって、これを修繕するとなると、建て替えするのとほぼ同じぐらいの金額になると言われておりますので、簡単に修繕するということは難しい状況ということになります。

○**関貴光委員長** 山田委員。

○**山田千里委員** 先ほどの浪岡中央児童館と同様に、もしかしたらこの児童館自体、建て替えが予算的にうまくいかない場合は、廃止して児童室にしていくということも考えられるんでしょうか。

○**関貴光委員長** こども未来部長。

○**大久保綾子こども未来部長** 施設の建て替えに当たっては、ファシリティーマネジメント基本方針に基づいて、新たに建てるということを検討する前に、他の公共施設等の統合などを、先に検討するということになってますので、まずはそちらの検討をしていくことになろうかと思います。

〔山田千里委員「はい、分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。木村委員。

○**木村淳司委員** 児童館の老朽化の状況なんですが、基礎が使用ができないぐらいひび割れているということだと思うんですが、点検は3年に1回ということなんで

すけれども、本年7月に初めて分かったということなんですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 3年前の点検ではこうしたことは言わされていませんでした。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 3年前、全くひび割れであるとか傾きもなかったということですか。要は、指摘事項としてなかったということなんですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 傾き等はあったんですが、指摘事項としてなかったということになります。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 3年前から傾きというのは認知していたということで、使っている中でちょっと傾いてるなというのが多分あったと思うんですが、定期点検で指摘がなかったので、そのままきていたところ使用できないぐらいになってしまったということだと思うんです。

施設を新しくするかしないかというところより、そういった老朽化が進んでいるので、子どもの居場所をどうしようかということで、突然冬になったので移転しますという——向かいなのでまあいいと言えばいいんですが、ということになると子どもたちもびっくりするので、できればそういうことであれば早めに、向かいにあるからこっちに移転して同じようにできるように何とかしようとか、そういう早めに対応していただきたいなと。他の児童館もどんどん老朽化しているんでそういった形で考えていただきたいなと思っています。

もう1点ですが、写真を見ると、机が会議室に置いてあるんですが、これは遊戯室的に使うときもあると思うので、机を寄せたりして普段活動することも可能という認識ですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 机は片付けて使うことが可能ですが。大体、日曜日を使われるということなので、机はずっと寄せた状態で使うことできるかなと思っています。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 保護者の方へ文書で通知ということで、下旬ということですが、これはもうされたんですか。

○関貴光委員長 こども未来部長。

○大久保綾子こども未来部長 これから通知する予定です。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 必ずしも、建て替えなきやいけないとかということではないと思うので、例えば向かいの会議室のほうが、元々の遊戯室よりも広くて使えるという

ことであれば、それはそれで、町会の方と話をする必要はあるけれども、子どもたちが同じように近くで遊べるんであれば、それはいいのかなと思います。

建て替えなきやいけないというのでも、潰していいということでもないんですが、建て替えにとらわれずに、子どもたちがより充実して放課後を楽しく過ごせる、遊べるというところを確保するにはどうするかという観点で考えていただきたいなと思います。

1日に26人が使っているというのは、すごく多いと思います。三内小と三内西小が近くにあって、両方ともほとんど人が——1学年が大体50人とか60人ぐらいの学校になっていますから、26人も子どもが集まるってのはすごく貴重な場所だと思うので、ぜひ、どういう形にするかというところよりも、子どもたちが楽しく過ごせる場所というのを、当事者意識を持って考えていただきたいなと思います。

以上です。

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

次に、「青森市民病院ウインターコンサート 2025（公開講座併催）の開催について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 青森市民病院ウインターコンサート 2025 の開催について御報告いたします。

お手元のチラシを御覧ください。

本イベントは、新型コロナウイルス感染症感染防止のため令和元年以来6年間中止しておりましたが、今般、開催することといたしました。

本イベントは、入院中の患者やその御家族をはじめ、市民の皆様にも楽しいひと時を過ごしていただけますよう、本年12月14日日曜日、午後1時から、市民病院1階中央待合ホールにて開催いたします。

内容としましては、青森を活動拠点とするお笑い芸人「あどばるーん」のライブや、病気への正しい理解と健康への関心を高めてもらうため、糖尿病・内分泌内科の阿部医師による公開講座、そして、当院の医療スタッフで結成されたバンドによる演奏も行います。このバンドライブには、スペシャルゲストとして、西市長、赤坂副市長にも参加いただく予定であります。

皆様で楽しめる内容となっておりますので、委員の方々にも、ぜひ、お越しくださいますようお願いいたします。

以上です。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員から。

○**万徳なお子委員** ここは何人ぐらい入れる想定をしてますか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 椅子等の配置もありますので、一般的には 100 人ですが、最大 200 人ぐらいまでは入るスペースはあります。

[万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** 次に、山本委員。

○**山本武朝委員** スペシャルゲストは西市長と赤坂副市長ですが、西市長はドラム奏者で有名ですけど、赤坂副市長は何をされるんですか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 楽器もあるんですけども、基本的にはボーカル、当日、何を担当するかは、今現在、打合せをしているところであります。

[山本武朝委員「ボーカル、聞いてみたいですね」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** また、委員の皆さんから、御意見等はありませんか。竹山委員。

○**竹山美虎委員** 熊、大変に増えましたけれども、駆除の頭数を教えてください。

○**関貴光委員長** 環境部長。

○**佐々木浩文環境部長** 昨日までの駆除頭数として 26 頭、過去最多となっております。

[竹山美虎委員「はい、分かりました」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。山田委員。

○**山田千里委員** 先日、たまたま市民病院のホームページのお知らせのところを見たら、産婦人科が休診となっていたんですが、11 月は休診で 12 月は未定となつたんですが、この間は産婦人科の患者さんを受け入れていないということでしょうか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 統合に当たりまして、県病と今、周産期についてどういうふうにしたらいいのかというふうなことを検討しております。

その中で、県病も市民病院も、1 年間での出産の取扱件数が、過去最低をどんどん更新しております、市民病院におきましては昨年度、100 件を下回る数になつていて。この数というのは、出産を扱う施設としては、あまりに少ないとリスクが高まるというふうなこともあります、この辺について、地域として検討する必要があるだろうということで検討を進めているところがありました。

そうした中で、当院の現在、産婦人科の担当医師が体調を壊し、療養している状況であります。そういう急展開がありましたことから、当初から連携しておりました、県病の産婦人科の医師や弘前大学と相談、検討していく中で、産婦人科自体は、

今いる医師が担当すると。また、今後のこととを想定して、出産の患者についてはできるだけ県病で受けようとあらかじめ、患者についてのやりとりというふうなことをしておりましたから、今現在、市民病院に通っている患者については、県病の医師が面倒を見るというような形で、医師の体調等を踏まえて、今後についても検討する必要があるというような状況であります。

まだ、状況がはっきりしないものですから、皆様への御報告には至っていないものであります。

○**関貴光委員長** 山田委員。

○**山田千里委員** そうすると、今、県病に行ってもらっているという形ですか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** そうです。

[山田千里委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。小熊委員。

○**小熊ひと美委員** 市民病院、出産が100件を下回るというような状況で、件数が少ないとリスクが高まるっていうのはちょっと分からなくて、どういうことですか。

○**関貴光委員長** 市民病院事務局長。

○**今国弘市民病院事務局長** 周産期を扱う学会等の中では、やはり数が減ってくるということは、普段あまり扱わないということになりますので、そういう施設の維持体制として、あまり望ましくないというようなことを言われていると。

医学として、確たるものというふうなことで、言われているものではないんですが、学会で、そのように言われていることがあります。

[小熊ひと美委員「分かりました、ありがとうございます」と呼ぶ]

○**関貴光委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**関貴光委員長** なければ、質疑はこれにて終了いたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)